



CONTENTS

「税制改正」特集号

所感	2
司法書士より	3
税制改正：所得税	4~6
税制改正：年収の壁	7
社会保険労務士より	8

税制改正大綱：法人税	9
相続財産	10
EXCEL 活用術	11
税務カレンダー	12

所 感

全国各地の各地点で連日、真夏日ないし猛暑日が続いています。関東甲信越地方では梅雨明け前にもかかわらず、各地点でこのような状況が続いていることに夏本番を迎えたら一体どうになってしまうのか、心配する今日この頃です。

屋外での作業時はもちろんですが、室内といって安心せず服装の調整や小まめな水分補給など熱中症対策を万全に、日々お過ごしいただきたいと思います。



令和 7 年度の税制改正のポイントをご案内します。

①基礎控除・給与所得控除の見直し

- ・所得税の基礎控除について、合計所得が 2,350 万円以下の場合の控除額を 58 万円に引き上げ(改正前:48 万円)。加えて、合計所得金額に応じ基礎控除を最高 37 万円上乘せする特例措置を創設
- ・所得税と個人住民税の給与所得控除について、最低保障額を 65 万円に引き上げ(改正前:55 万円)
- ・令和 7 年分以後の所得税、令和 8 年度分以後の個人住民税に適用



②大学生年代の子等の親等への特別控除の創設

- ・人手不足の中、特に大学生のアルバイトの就業調整に対応し、大学生年代(19～22 歳)の親等向けの特別控除(特定親族特別控除)を創設
- ・子等の給与収入が 150 万円以下の場合は 63 万円の所得控除を適用、150 万円超の場合は控除額が段階的に逓減する仕組み
- ・令和 7 年分以後の所得税、令和 8 年度分以後の個人住民税に適用

③扶養親族等の所得要件の見直し

- ・同一生計配偶者と扶養親族の合計所得金額要件を 58 万円以下に引き上げ(改正前:48 万円以下)
- ・ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件を 58 万円以下に引き上げ(改正前:48 万円以下)
- ・勤労学生 of 合計所得金額要件を 85 万円以下に引き上げ(改正前:75 万円以下)
- ・所得税では、家内労働者等の事業所得等の所得の計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額も、65 万円に引き上げ(改正前:55 万円)
- ・令和 7 年分以後の所得税、令和 8 年度分以後の個人住民税に適用

詳細、不明点は遠慮なくお問い合わせください。

公認会計士・税理士 森 弘毅

上場企業の株主総会に潜入してみた！

「潜入」とは大げさですが、実際はそんなたいそうなことではなく、Zoom で覗いてみただけです。もちろん、ちゃんと権限はありますので違法ではありませんのでご安心を。



会社を経営されている場合、通常は毎年定時総会を開催していると思います。事業や財務の報告であったり、役員の任期が来ていればその改選を行ったり、はたまた役員の報酬を決めたりと内容は多岐にわたるでしょう。

これまでテレビで大企業の総会が行われたとのニュースを見たことはありますが、その当事者として中に入ったことはありませんでした。

実は私、数年前からとある上場企業の株主になっておりました。投資目的ではありません。目的は株主優待です。その会社の株主になると、2 割引きで商品をネット購入できるというなんとも魅力的な株主優待制度。これなら株価に一喜一憂することはありません。

毎年ある時期になると株主総会開催のお知らせと会場に行けない場合の議決権行使書が送られてきていました。例年、議決権行使書を使用するだけでしたが、案内をよく読むと Zoom でリアルタイムの総会の様子が見られるとのこと。早朝から東京に出かけるのは無理でもこれならばと、総会当日パソコンの前で待機。議決権は事前行使済みです。

定刻になり、議長には代表取締役の某氏。事業報告と今後の重点施策と展望について、図や映像などを用いての説明が長々と続くこと 35 分。やっと定款の一部変更と取締役の選任等の決議事項に入ると、こちらは会場の拍手多数であつという間に全決議が可決されたのでした。その後、株主からの質問などを受付け、それに対して代表取締役やその他の担当取締役が応答し 1 時間 6 分後に終了という流れでした。

事業報告などの説明が長かったことはたしかですが、丁寧に分かりやすく、私のような無知な株主も興味をもてる内容となっており、また来年も覗いてみたいと思わせる総会でした。

ちなみに、定款の一部変更は、中間配当も可能にするというもので、今年も無事配当があるとのことで安心しました。



司法書士 米澤 智子

令和7年度税制改正による 所得税の基礎控除の見直し等について

令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。

これらの改正は、原則として、令和7年12月1日に施行され、令和7年分以後の所得税について適用されます。

このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。（令和7年11月までの源泉徴収事務には変更は生じません。）



改正の概要

以下のとおり、所得税の基礎控除の見直し等が行われました。

この改正は、原則として、令和7年分以後の所得税について適用されます。

※令和7年11月までの給与及び公的年金等の源泉徴収事務に変更は生じません。

1 基礎控除の見直し

①次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正されました。

合計所得金額 132 万円以下	95 万円 (改正前:48 万円)
合計所得金額 132 万円超 336 万円以下	88 万円(令和9年分以後は 58 万円) (改正前:48 万円)
合計所得金額 336 万円超 489 万円以下	68 万円(令和9年分以後は 58 万円) (改正前:48 万円)
合計所得金額 489 万円超 655 万円以下	63 万円(令和9年分以後は 58 万円) (改正前:48 万円)
合計所得金額 655 万円超 2,350 万円以下	58 万円 (改正前:48 万円)

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 合計所得金額が655万円以下の場合は、58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

3 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

②基礎控除額の改正に伴い、令和8年分以後の「源泉徴収税額表」及び公的年金等に係る源泉徴収税額の計算における控除額について、所要の改正が行われました。

2 給与所得控除の見直し

給与所得控除について、55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げられました。

給与所得控除の改正に伴い、令和7年分以後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」及び令和8年分以後の「源泉徴収税額表」が改正されました。

3 特定親族特別控除の創設

居住者が特定親族を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族1人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高 63 万円を控除する特定親族特別控除が創設されました。

なお、年末調整において特定親族特別控除の適用を受けようとする人は、給与の支払者に「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります。

- (注) 「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族(配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。
なお、親族には児童福祉法の規定により養育を委託された、いわゆる里子を含みます。

令和8年1月以後に支払うべき給与及び公的年金等について、それぞれ次の場合に、特定親族特別控除が各月(日)の源泉徴収の際に適用されることとされました。

給 与 : 親族の合計所得金額が 58 万円超 100 万円以下である場合
公的年金等 : 親族の合計所得金額が 58 万円超 85 万円以下である場合

4 扶養親族等の所得要件の改正

上記の基礎控除の改正に伴い、次のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族及び同一生計配偶者の合計所得金額の要件	58 万円以下 (改正前: 48 万円以下)
ひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件	58 万円以下 (改正前: 48 万円以下)
勤労学生の合計所得金額の要件	85 万円以下 (改正前: 75 万円以下)

また、上記の給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 65 万円(改正前: 55 万円)に引き上げられました。

＜令和7年分の年末調整における留意事項＞

従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がないか確認してください（改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には、「扶養控除等（異動）申告書」の提出を受けてください。）

特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。

改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。

＜令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における留意事項＞

従業員の方から提出を受ける扶養控除等申告書に、源泉控除対象親族の記載が正しく行われているか確認してください。

新たな源泉徴収税額表に基づき、各月（日）の源泉徴収を行ってください。

藤生 将太郎

おすすめの1冊

世界の一流は「休日」に何をしているのか ～ 年収が上がる週末の過ごし方 ～



著者：越川慎司
発行：クロスメディア・パブリッシング

今回は越川慎司さんの著の「世界の一流は「休日」に何をしているのか」を紹介します。

日本企業で働き方改革が始まってから数年が経過しましたが、土日ゆっくり休んだはずなのに、月曜いざ出勤しても集中できないという人は多いはず。これは、「働き方」だけの問題ではなく、「休み方」にも原因があるのでは？との考えから書かれた一冊です。

日本人の多くは、心と体を休めることに休日を費やしていますが、世界水準のエリートは「積極的にエネルギーをチャージする時間」（休養）と「知的エネルギーを蓄える時間」（教養）と位置づけているそうです。心身ともにチャージして、「きつとうまくいく」と自分の可能性を肯定的に認知できれば、仕事の生産性を高めるには重要な要因となるでしょう。

働き方改革の先にある「正しい休み方改革」を実践し、休養と教養を手に入れて、ワークとライフの両方を充実させてみてはいかがでしょうか。

中島 良典

令和 7 年度税制改正と年収の壁

「年収の壁」とは税金や社会保険料の発生や、控除を受けられなくなることによって、手取り額が減少するボーダーラインの総称です。額面年収が増えても、手取り収入が減少する場合があるため、働く人にとっては注意が必要です。

年収の壁の改正点

改正前	改正後	制度	改正後
100 万円	110 万円	住民税	住民税の給与所得控除の引き上げにより 110 万円の壁に変更。(課税基準は各自治体により異なる)
103 万円	123 万円	所得税	配偶者控除・扶養控除のボーダーラインは 123 万円に変更。なお、本人に所得税がかからない所得税の壁は 160 万円に変更。
106 万円		社会保険料	特定適用事業所における短時間労働者の社会保険加入要件。 現段階で変更はなし。
130 万円			社会保険の扶養から外れて、自身で社会保険の加入が必要になる。 現段階で変更はなし。
150 万円	150 万円	所得税	特定親族特別控除*の減額開始。188 万円以下までで特定親族特別控除の適用が完全終了。
	160 万円		配偶者特別控除が減額され始めるラインは 160 万円に変更。201 万 6,000 円から配偶者特別控除の適用が完全終了。

※特定親族特別控除とは、19 歳～23 歳未満の扶養親族の給与収入が 150 万円までは 63 万円の控除が受けられ、188 万円までは段階的に所得控除を受けることができます。学生バイトの働き控えの原因となっていたことから、その対策として今回の改正で創設されました。



所得税が課税される年収の壁は 103 万円から 160 万円に変更となりますが、110 万円を超えてしまうと、住民税の負担が発生する「住民税の年収の壁」があります。

また「社会保険の年収の壁」では、106 万円・130 万円の壁があり、保険料を負担することによって手取り収入が減少する場合があります。

「扶養控除等の年収の壁」では扶養控除が適用できなくなる 123 万円の壁、配偶者特別控除の満額適用が出来なくなる 160 万円の壁など様々な壁があります。

令和 7 年度の税制改正をきっかけに、今後の働き方について、どのような働き方がご自身に合っているのか考え直す良い機会になるのではないのでしょうか。

渡邊 奈央美

2025 年 4 月から創設された育児時短就業給付金

仕事と育児の両立支援の観点から、育児中の柔軟な働き方として時短勤務制度を選択しやすくすることを目的に、2 歳に満たない子を養育するために時短勤務した場合に、育児時短就業前と比較して賃金が低下するなどの要件を満たすときに支給される育児時短就業給付金が創設されました。

(1) 支給要件

育児時短就業を開始した日前 2 年間に、みなし被保険者期間が通算して 12 ヶ月以上であったとき

(2) 給付率

- ①時短就業中の各月に支払われた賃金額に対して、給付率 10%の給付金を支給する。
- ②給付額と賃金額の合計が時短就業開始前の賃金の 90%を超える場合は、超えた程度に引き給付率を逡減して支給する。



(3) 給付対象となる時短就業

- ①育児時短就業の初日および終了予定日を明らかにして就業した場合
- ②終了予定日が申出によって変更された場合は、その変更後の日



育児休業を終了した日からいきなりフルタイムで働くことに抵抗がある方など、働き方も多様性の時代です。で、もし育児休業後時短勤務を希望する方がいる場合などに活用できる給付金ではないかと思います。

社会保険労務士 古川 弘樹

令和7年度 税制改正大綱

法人税

令和7年度改正において、法人課税は「地方創生や活力ある地域経済の実現」ということをテーマに掲げております。その中で「中小企業者等の法人税の軽減税率の適用期限の2年延長」等、期限延長が決定されている項目が改正の大半となっております。このことについては前回「えん」春季号で解説しておりますのでご参照ください。

今回の令和7年度法人税改正の目玉となるのは防衛特別法人税の創設であります。長年の懸念事項であった防衛力強化に伴う財源措置について、一定の結論を出した結果となりました。

防衛特別法人税の創設

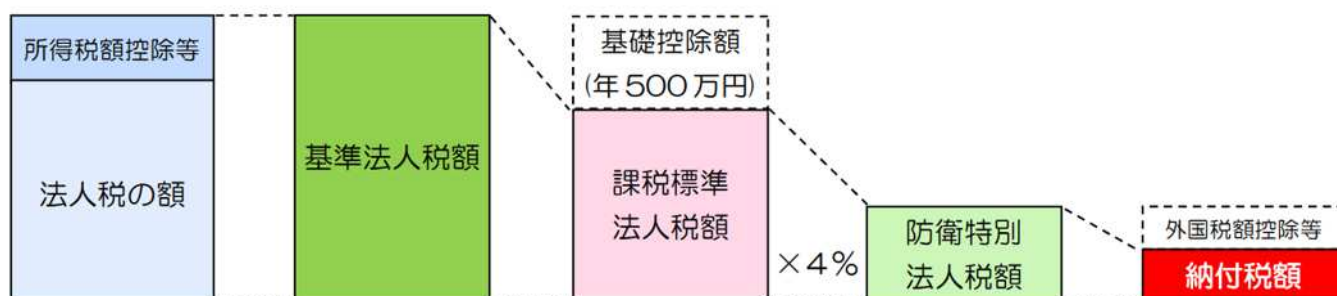
我が国を取り巻く安全保障環境の悪化を鑑み、防衛力の抜本的強化およびそれに伴う防衛費を安定的に確保することを目的としています。

- ① 納税義務者 法人税を課される法人
- ② 課税事業年度 **令和8年4月1日以後開始の事業年度から**当面の間
- ③ 基準法人税額 基礎控除額 500 万円を引いた金額の4%

防衛特別法人税の追加により、別表1の申告書が変更となります。

様式については国税庁ホームページで公開されています。

この結果、法人税が500万円超となる会社は法人税の4%分の税金を新たに支払うこととなり、税の負担が増えることになります。



例1 法人税600万円の会社

600万円 - 500万円 = 100万円

1,000,000 × 4% = **40,000** ⇒ 防衛特別法人税 となります。

* 補足として、令和8年以降、たばこ税についても、防衛力強化のための財源として、改正を行うことが決まりました。

ケースで学ぶ：生命保険は相続財産？

～民法と税法の意外な違い～

ケース

会社経営者の A さんが亡くなり、妻 B さんと子ども 2 人が相続人に。A さんは生前、生命保険(死亡保険金 2,000 万円)に加入しており、受取人を妻 B さんに指定していました。

さて、この保険金は「相続財産」になるのでしょうか？



民法の視点

民法上、生命保険金は原則として「受取人固有の財産」とされ、相続財産には含まれません。つまり、保険契約で「受取人＝妻 B さん」と指定されていた場合、B さんが単独で 2,000 万円を受け取ることができます。

ここで税法の登場

相続税のルールでは、この生命保険金は「みなし相続財産」として、**課税対象**になります。

ただし、**法定相続人 1 人あたり 500 万円まで非課税**という特例があります。今回のケースでは、相続人は 3 人なので、 $500 \text{ 万円} \times 3 \text{ 人} = 1,500 \text{ 万円}$ が**非課税枠**。残りの 500 万円に相続税がかかる可能性があります。

注意ポイント

民法上は問題なくても、保険金の偏りがあると他の相続人から不満が出ることも。生命保険は、うまく使えば相続税対策にもなりますが、公平性と税金のバランスを意識した活用が大切です。



依田 一恵

Introduction to my family



2 年前 我が家に猫ちゃんがやってきました。

子育てもひと段落し、自分で家族をもってから初めて迎えるペットです。

猫はマイペースだけれど、甘えんぼうな面もあったり、どっしり構えているように見えて意外と繊細だったり、その予測不能な姿や行動を毎日新鮮な気持ちで見つめてしまいます。

おかげで、家族の間ではモモの話題がつきない。家の中に会話と笑顔が増えました。

出会いから 2 年経ち家族全員がモモと心を通わせ、今ではかけがえのない家族の一員に。

我が家に来てくれたモモと出会わせてくれた方々に心から感謝です。

今泉 典子

＜分数や負の数の表示 前編＞

エクセルでは、セルに入力した値が思いどおりに表示されないことがあります。

例えば、分数のつもりで「1/2」と入力したのに、「1月2日」と日付の形式で表示されてしまうことも。

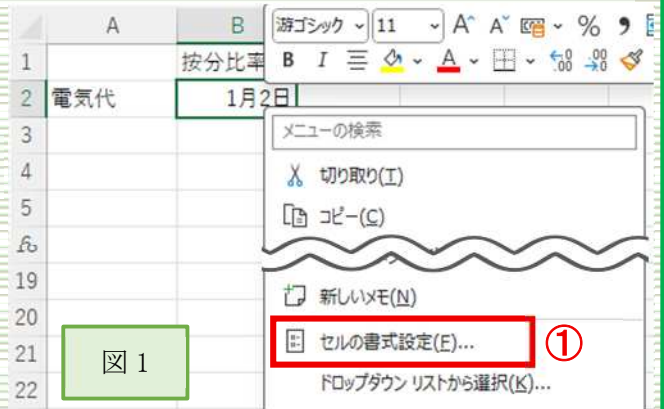
ほかにも、計算結果の負の数を「▲100」のように表示させようとして上書きしたら、数式が消えてしまったというトラブルもあるでしょう。

このような問題は、セルの値の表示形式を設定し直せば解決できます。

今回は、分数を表示させる方法をご紹介します。

「1/2」と入力すると「1月2日」になるのは、入力の確定を同時に日付になるように表示形式が変わるためです。

「1月2日」になったセルに「1/2」と表示させたいときは、次のようにして表示形式を分数に変えます。

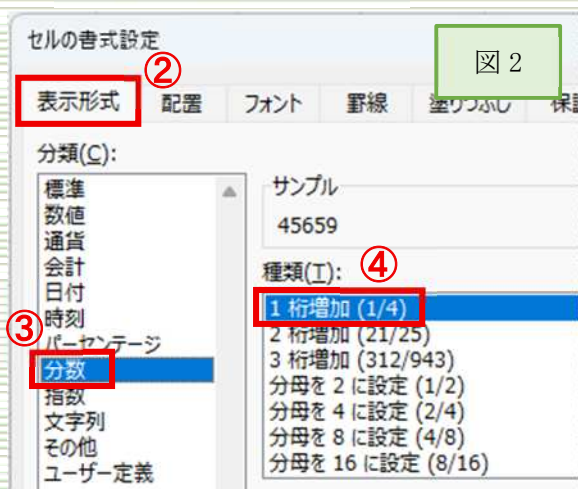


①対象のセルを選択して右クリックし、「セルの書式設定」を選択。(図 1)

②「表示形式」タブをクリック。(図 2)

③「分類」欄で「分数」を選択。(図 2)

④「種類」欄で分母の桁数を選択。「1/2」としたければ「1 桁増加」、「11/12」のようにしたければ、「2 桁増加」を選択。(図 2)



「OK」をクリックすると日付が数字に変わります。これはエクセルが日付の管理に使っている数字(シリアル値という)ですので、削除しましょう。

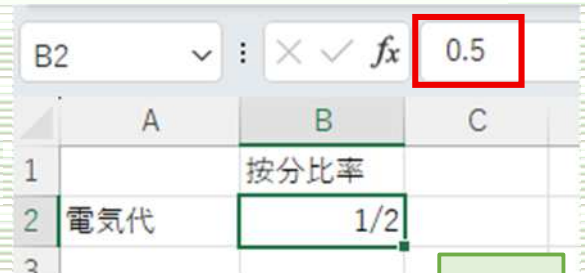
これで分数の表示形式に変わりました。(図 3)

そのセルに「1/2」を入力すると「1/2」と表示されます。「1/2」のセルを選択して数字バーを見ると「0.5」となっています。(図 3)これが保存されている値です。

分数を表示するには、表示形式として「分類」欄で「文字列」を選んでから入力する方法もあります。先頭に「'」（アポストロフィー）をつけて「'1/2」のように入力することも

できます。しかし、こうして入力した値は「文字列」として認識されているため計算には使えません。

なお、いったん設定した表示形式をもとの状態に戻したいときは、「表示形式」タブの「分類」欄で「標準」を選んでください。セルに入力されている値を削除しても表示形式の設定は残っています。空白のセルに入力して思いがけない表示になった場合は、表示形式を標準に戻してから入力し直すとうまくいきます。



税務・労務カレンダー

	税務	労務
8月	☐ 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………8月12日(火)まで ☐ 6月決算法人の確定申告と納税……………9月1日(月)まで ☐ 12月決算法人の中間(予定)申告……………9月1日(月)まで	☐ 7月分の社会保険料の口座振替日……………9月1日(月) 

- ・災害シーズンに備えて、緊急時の行動基準を周知・徹底するとともに、非常用薬品の常備、重要持出し書類の表示・区分保管、緊急連絡体制の整備など、防犯対策の見直しを行いましょう。
- ・暑さによる疲労がたまりがちなので、従業員の健康管理に注意を払いましょう。

9月	☐ 8月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………9月10日(水)まで ☐ 7月決算法人の確定申告と納税……………9月30日(火)まで ☐ 1月決算法人の中間(予定)申告……………9月30日(火)まで	☐ 労働保険料の口座振替日(全期・第1期)……………9月8日(月) ☐ 8月分の社会保険料の口座振替日……………9月30日(火) ☐ 7月に提出した標準報酬月額算定基礎届に基づいて決定された新しい標準報酬による保険料の適用
----	---	--

- ・7月に提出した算定基礎届に基づいて9月分からの新しい標準報酬決定通知書が所轄の年金事務所(又は健保組合)から送付されてきます。通知が届いたら各人に新標準報酬月額を通知するとともに、10月支給の給料からの徴収に備え、賃金台帳等に移記しておきましょう。
- ・秋の交通安全運動に伴い、改めて安全運転を呼びかけましょう。

10月	☐ 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付……………10月10日(金)まで ☐ 8月決算法人の確定申告……………10月31日(金)まで ☐ 2月決算法人の中間(予定)申告……………10月31日(金)まで	☐ 9月分の社会保険料の口座振替日……………10月31日(金) ☐ 労働保険料の分割納付期限(第2期)……………10月31日(金) ☐ 労働者死傷病(軽度)報告(7月～9月分)の提出期限……………10月31日(金)
-----	---	--

- ・全国労働衛生週間に伴い、労働衛生に対する意識を高め、労働衛生管理活動を展開しましょう。
- ・健康診断を実施する場合は、受診予定者を最終確認するとともに、受診の周知徹底を図りましょう。
- ・税務署は7月から新しい事務年度に入り、秋口から税務調査が本格化します。いつ税務調査を受けても対応できるように、証拠資料などを整理しておきましょう。

森・米澤・古川
合同事務所

税理士法人 森会計事務所
森 弘毅 公認会計士事務所
米澤 智子 司法書士事務所
古川 社会保険労務士事務所

群馬県邑楽郡大泉町坂田4丁目20番22号
TEL 0276-63-6011
FAX 0276-63-6056
URL <http://www.morikaikei.jp/>

